平成２２年（フ）第１６４号
金沢市大和町１番５号　プラザ信開大和町507号、従前の住所金沢市里見町24番地、従前々の住所金沢市長町１丁目３番12―２号
債務者　水野　卓也
１　決定年月日時　平成22年５月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第２５号
福井県小浜市生守第12号52番地の２
債務者　小西操通子
１　決定年月日時　平成22年５月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２２年（フ）第１２０号
山梨県笛吹市石和町下平井144番地　ホテルうかい寮201号
債務者　小林　隼人
１　決定年月日時　平成22年５月12日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１２４号
山梨県甲州市勝沼町休息1027番地
債務者　山中　栄子
１　決定年月日時　平成22年５月12日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１２８号
山梨県甲斐市篠原1334番地１グリーンガーデンＳ103
債務者　岡田　雅美
１　決定年月日時　平成22年５月12日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１３２号
山梨県甲州市塩山下於曽402番地１
債務者　松村　英浩
１　決定年月日時　平成22年５月12日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１３３号
山梨県南巨摩郡鰍沢町十谷277番地
債務者　大沢　栄子
１　決定年月日時　平成22年５月12日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１３４号
山梨県笛吹市春日居町鎮目488番地３　グレープヒルズ201
債務者　小林　満枝
１　決定年月日時　平成22年５月12日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１３８号
山梨県甲州市塩山赤尾1001番地
債務者　堀田美都子
１　決定年月日時　平成22年５月12日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１３９号
山梨県北杜市長坂町長坂上条2575番地１　長坂本町団地202
債務者　齋藤　清子
１　決定年月日時　平成22年５月12日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１４６号
山梨県甲府市大里町4286ウィステリア藤Ⅰ―106号室、住民票上の住所山梨県笛吹市八代町南270番地12
債務者　藤塚　正崇
１　決定年月日時　平成22年５月12日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１４７号
山梨県北杜市高根町清里3545番地6452
債務者　横山　尚之
１　決定年月日時　平成22年５月12日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１５３号
山梨県北杜市白州町花水290番地14
債務者　山田　佳正
１　決定年月日時　平成22年５月12日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１５４号
山梨県韮崎市藤井町北下條120番地１　市営北下條住宅Ｇ棟15号
債務者　中城　里美
１　決定年月日時　平成22年５月12日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１６７号
山梨県山梨市小原西７番地２　マルブンマンションＡ103
債務者　菊嶋　恵美
１　決定年月日時　平成22年５月12日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１７１号
山梨県甲斐市大下条122番地カーサラポーティー301号
債務者　岩間　由弥
１　決定年月日時　平成22年５月12日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
甲府地方裁判所民事部破産係